

7 贈 与 税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成15年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（贈与税の配偶者控除又は住宅取得の贈与税額の計算の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成16年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

贈 与 税 の 税 率		
	200万円以下の金額	… 10%
200万円を超え	300万円以下の金額	… 15%
300万円を超え	400万円以下の金額	… 20%
400万円を超え	600万円以下の金額	… 30%
600万円を超え	1,000万円以下の金額	… 40%
1,000万円を超える金額		… 50%

7 - 1 課税状況（暦年課税分）

	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	63,395	206,122,664
配偶者控除額	3,846	52,616,335
基礎控除額	63,395	69,734,500
基礎控除後の課税価格	59,782	87,165,395
贈与税額	54,796	11,307,437
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	54,796	11,307,437
住宅取得資金の贈与額	5,668	30,995,176

課税状況（相続時精算課税分）

	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	11,989	197,001,156
特別控除額	11,989	173,511,647
特別控除額後の課税価格	641	23,559,759
贈与税額	641	4,712,122
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	641	4,712,122
住宅取得資金の贈与額	4,453	69,925,804

課税状況（合計分）

	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	実 75,143	403,123,820
配偶者控除額	3,846	52,616,335
基礎、特別控除額	75,384	243,246,147
基礎、特別控除後の課税価格	60,423	110,725,154
贈与税額	55,437	16,019,558
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	実 55,426	16,019,558
納税猶予額	実 21	130,870
納付税額	実 55,410	15,888,689
災害減税法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	10,121	100,920,980

調査対象等：平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。
 用語の説明：1 配偶者控除とは、婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつその後引き続き居住の用に供する見込みである場合、一定の要件のもとで、2,000万円と居住用不動産の価額又は金銭の額とのいずれか少ない金額が取得財産価額から控除されることをいう。
 2 住宅取得資金等の贈与とは、住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられていることをいう。
 3 納税猶予とは、贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額について、一定の要件の下に納税が猶予されることをいう。